

## 補助事業等の内容等の変更に関する取扱い基準（平成28年3月28日 財政課制定）

市の単独補助事業等において、交付決定を受けた後に生じた事情により、補助事業等の内容や事業費等を変更する場合の補助金の取扱いについては、原則として、次頁以下の例示により取り扱うものとします。

例示による取扱いが困難な場合や個別の補助金の交付額の変更については、各補助事業の実施状況、収支状況等を勘案して行うものとします。

この取扱い基準は、平成28年4月1日以降に交付決定を行う補助事業について適用します。

### ●基準の制定背景と目的

市の単独補助事業等については、南九州市補助金等交付規則及び各補助事業の補助金交付要綱等に基づき、適切に手続きを行う必要があります。

各種団体など補助事業者が補助金の交付決定を受け、補助対象事業を実施するうえで、事情等により、当初に計画した事業の規模、内容、事業費等の変更が必要な場合は、市に補助事業等の変更申請書を提出し、その変更の承認を受ける必要があります。変更内容によっては、補助金額の変更を行う場合があります。

今回の取扱い基準については、これらの手続きについて、想定される変更内容を例示し、市の取扱いを統一的に定め、公平で適正な補助金支出を行おうとするものです。

### ●補助事業者の方へ

補助金を受けようとする場合は、当初の事業計画や収支予算書を作成する段階で、綿密な見込みを立てて、補助金の交付申請を行ってください。

当初の交付決定後に、やむを得ず、補助対象事業の規模や内容、収支予算に変更の必要が生じた時は、補助金を所管する担当課に照会のうえ、変更申請の提出など必要な手続きを行ってください。

#### 【関係条文】

#### ■南九州市補助金等交付規則（平成19年規則第42号）

（補助事業等の内容等の変更）

第7条 補助事業者等は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業等の内容について次に掲げる変更理由が生じたときは、補助事業等変更申請書（第5号様式）に事業変更計画書（第2号様式）及び変更収支予算書（第3号様式）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 個々の事業又は施設の事業種目を新設、変更又は廃止するとき。
- (2) 個々の事業又は施設について事業費の2割以上又は事業量の2割以上の変更をするとき。
- (3) 補助金額に変更が生じる時。
- (4) 施設の基本構造又は機械器具の費目を変更するとき。
- (5) 個々の事業又は施設の事業箇所又は設置場所を変更するとき。
- (6) その他市長が必要と認めた事項を変更するとき。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めたときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは補助金等変更交付決定通知書（第6号様式）、その他あっては補助金等変更承認通知書（第7号様式）により補助事業者等へ通知するものとする。

## 【 例 示 】

### 1 事業に対する補助（補助率を定めている場合）

#### (1)補助対象経費が減少した場合

①補助金等交付決定通知書の補助金交付額（当初交付決定）

$$\text{補助対象経費} \times 4/10 = \text{補助金交付額}$$

500千円

200千円



変更申請必要

②補助対象経費が減少した場合の補助金交付額（変更交付決定）

$$\text{補助対象経費} \times 4/10 = \text{補助金交付額}$$

400千円

160千円

※ 補助対象経費（個々の事業又は施設について）の2割以上又は事業量の2割以上の変更をす  
るときに該当し、変更申請が必要～規則第7条第1項第2号該当

※ 補助金額の変更を要するときに該当し、変更申請が必要～規則第7条第1項第3号該当

※ 市は、補助金の変更交付決定を行い、補助金の減額（△40千円）を通知する。

※ 補助金の概算払を受けている場合は、返還（40千円）を要する。

#### (2)補助対象経費が増加した場合

①補助金等交付決定通知書の補助金交付額（当初交付決定）

$$\text{補助対象経費} \times 4/10 = \text{補助金交付額}$$

500千円

200千円



変更申請必要

②補助対象経費が増加した場合の補助金交付額（変更交付決定）

$$\text{補助対象経費} \times 4/10 = \text{補助金交付額}$$

600千円

240千円

※ 補助対象経費（個々の事業又は施設について）の2割以上又は事業量の2割以上の変更をす  
るときに該当し、変更申請が必要～規則第7条第1項第2号該当

※ 補助金額の変更を要するときに該当し、変更申請が必要～規則第7条第1項第3号該当

※ 市は、（予算がない場合は、補正による予算措置後）補助金の変更交付決定を行い、補助金  
の増額（40千円）を通知する。

#### (3)補助率が「〇/〇」以内としている事業で補助対象経費が減少した場合

①補助金等交付決定通知書の補助金交付額（予算、当初交付決定）

$$\text{補助対象経費} \times 1/2 \text{以内} = \text{補助金交付額}$$

500千円

200千円



変更申請必要

②補助対象経費が減少した場合の補助金交付額（変更承認）

$$\text{補助対象経費} \times 1/2 \text{以内} = \text{補助金交付額}$$

400千円

200千円

- ※ 補助対象経費（個々の事業又は施設について）の2割以上又は事業量の2割以上の変更をするときに該当し，変更申請が必要～規則第7条第1項第2号該当
- ※ 補助率の範囲内の支出であるため，補助金額の変更は行わない。  
（補助対象経費が400千円未満へ減少する場合は，補助金額の変更を行う。）
- ※ 市は，補助金等変更承認通知を行う。

## 2-1 団体の運営に対する補助

## 2-2 事業に対する補助（補助率を定めていない場合）

### (1)補助対象経費が減少した場合

①補助金等交付決定通知書の補助金交付額（当初交付決定）

$$\begin{array}{rcl} \text{補助対象経費} & - & \text{自主財源} = \text{補助金交付額} \\ 500\text{千円} & & 300\text{千円} \quad 200\text{千円} \end{array}$$



変更申請必要

②補助対象経費が減少した場合の補助金交付額（変更交付決定）

$$\begin{array}{rcl} \text{補助対象経費} & - & \text{自主財源} = \text{補助金交付額} \\ 380\text{千円} & & 300\text{千円} \quad 80\text{千円} \end{array}$$

- ※ 補助対象経費（個々の事業又は施設について）の2割以上又は事業量の2割以上の変更をするときに該当し，変更申請が必要～規則第7条第1項第2号該当
- ※ 補助金額の変更を要するときに該当し，変更申請が必要～規則第7条第1項第3号該当
- ※ 市は，補助金の変更交付決定を行い，通知する。
- ※ 補助金の概算払を受けている場合は，返還（120千円）を要する。

### (2)自主財源が減少した場合

①補助金等交付決定通知書の補助金交付額（当初交付決定）

$$\begin{array}{rcl} \text{補助対象経費} & - & \text{自主財源} = \text{補助金交付額} \\ 1,000\text{千円} & & 300\text{千円} \quad 700\text{千円} \end{array}$$



変更申請不要

②自主財源が減少した場合の補助金交付額

$$\begin{array}{rcl} \text{補助対象経費} & - & \text{自主財源} \neq \text{補助金交付額} \\ 1,000\text{千円} & & 200\text{千円} \quad 700\text{千円} \end{array}$$

- ※ 自主財源の減少に対する市の補助金は，予算に定めた補助金額（700千円）を変更しないため，上記の補助対象経費は900千円として事業実施
- ※ この場合，補助対象経費の2割以上の変更に当たらないため，変更申請は不要

### (3)補助対象経費と自主財源が減少した場合

①補助金等交付決定通知書の補助金交付額（当初交付決定）

$$\begin{array}{rcl} \text{補助対象経費} & - & \text{自主財源} = \text{補助金交付額} \\ 1,000\text{千円} & & 300\text{千円} \quad 700\text{千円} \end{array}$$

変更申請必要



②補助対象経費と自主財源が減少した場合の補助金交付額（変更交付決定）

$$\begin{array}{rcl} \text{補助対象経費} & - & \text{自主財源} & = & \text{補助金交付額} \\ 900\text{千円} & & 250\text{千円} & & 650\text{千円} \end{array}$$

※ 補助金額の変更を要するときに該当し、変更申請が必要～規則第7条第1項第3号該当（補助率は増となるが、予算の範囲内で補助金額を決定する。）

※ 補助金の概算払を受けている場合は、返還（50千円）を要する。

**(4)補助対象経費が増加した場合**

①補助金等交付決定通知書の補助金交付額（当初交付決定）

$$\begin{array}{rcl} \text{補助対象経費} & - & \text{自主財源} & = & \text{補助金交付額} \\ 1,000\text{千円} & & 300\text{千円} & & 700\text{千円} \end{array}$$



変更申請不要

②補助対象経費が増加した場合の補助金交付額

$$\begin{array}{rcl} \text{補助対象経費} & - & \text{自主財源} & \neq & \text{補助金交付額} \\ 1,100\text{千円} & & 300\text{千円} & & 700\text{千円} \end{array}$$

※ 市の補助金は、予算に定めた補助金額（700千円）を変更しない。

※ この場合は、2割以上の変更に当たらないため、変更申請は不要

**(5)自主財源が増加した場合**

①補助金等交付決定通知書の補助金交付額（当初交付決定）

$$\begin{array}{rcl} \text{補助対象経費} & - & \text{自主財源} & = & \text{補助金交付額} \\ 1,000\text{千円} & & 300\text{千円} & & 700\text{千円} \end{array}$$



変更申請必要

②自主財源が増加した場合の補助金交付額

$$\begin{array}{rcl} \text{補助対象経費} & - & \text{自主財源} & = & \text{補助金交付額} \\ 1,000\text{千円} & & 400\text{千円} & & 600\text{千円} \end{array}$$

※ 補助金額の変更を要するときに該当し、変更申請が必要～規則第7条第1項第3号該当（補助率は減となるが、予算の範囲内で補助金額を決定する。）

※ 補助金の概算払を受けている場合は、返還（100千円）を要する。

**(6)補助対象経費と自主財源が増加した場合**

①補助金等交付決定通知書の補助金交付額（当初交付決定）

$$\begin{array}{rcl} \text{補助対象経費} & - & \text{自主財源} & = & \text{補助金交付額} \\ 1,000\text{千円} & & 300\text{千円} & & 700\text{千円} \end{array}$$



変更申請必要

②補助対象経費と自主財源が増加した場合の補助金交付額（変更承認）

$$\begin{array}{rcl} \text{補助対象経費} & - & \text{自主財源} & \neq & \text{補助金交付額} \\ 1,200\text{千円} & & 400\text{千円} & & 700\text{千円} \end{array}$$

- ※ 補助対象経費（個々の事業又は施設について）の2割以上又は事業量の2割以上の変更をするときに該当し、変更申請が必要～規則第7条第1項第2号該当（補助率は減となるが、予算の範囲内で補助金額を決定する。）
- ※ 市は、補助金等変更承認を行い、通知する。

(注) 自主財源とは・・・補助対象経費の収入のうち、市の補助金を除く収入の全てを含むものとする。  
(例) 会費, 負担金, 助成金, 繰越金, 雑収入など

#### 【各種団体等への補助等に対する取扱いの特例】

各種団体等の運営・活動に対する助成は、事業の実施期間を年度末まで予定するものも多く、上記の基準により取扱うことが困難である場合は、補助対象の事業実施状況と収支状況を勘案し、補助事業変更申請書提出の要否と補助金額の変更決定の要否を検討のうえ、取扱いを判断するものとします。

当初の交付申請における収支予算に対し、収入予定額が支出予定額を上回り、補助対象経費が減少している場合等は、上記の基準の特例として、当初の収支予算額に対する市の補助金交付決定額の割合で、変更（減額）交付決定を行うなどの対応を行うこととなります。

さらに、この対応が困難で、当該年度の収支状況から予算で定めた補助金を支出せざるを得ない場合、収入のうち繰越金が多額に上っている場合及び当該年度の事業実施状況において、補助により期待される効果の実現が乏しいと思われる場合は、次年度における市補助金の予算化又は交付決定額の段階等において、補助金の減額等の判断を行う場合があります。